

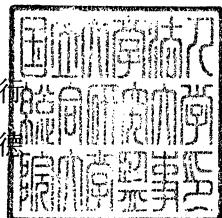
監査報告書

平成24年6月26日

国立大学法人総合研究大学院大学
学長 高畠尚之 殿

国立大学法人総合研究大学院大学

監事 藤井理行
監事 中元文徳



私ども監事は、国立大学法人法第11条の規程に基づき、国立大学法人総合研究大学院大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の業務及び会計についての監査を行いましたので、次のとおり報告します。

1. 監査の方法等の概要

私ども監事は平成24年4月1日に就任しておりますので、「前任監事が行った、『役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の法人の重要な会議への出席』『重要な法人文書の写し及び業務報告等を精査、疑問点に関する理事等法人の関係者からの内容聴取』等により、法人の財産及び業務執行の状況を監査した結果」を踏まえて監査しました。

また、法人の関係者及び会計監査人から説明・報告を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業関係

国立大学法人総合研究大学院大学の平成23事業年度の事業は、法令及び法人の事業計画等に基づき運営されており、業務に重大な影響を与える不正、誤謬及び違法行為はないものと認めます。

(2) 財務関係

- ① 会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- ③ 事業報告書（会計に関する部分に限る）は、国立大学法人総合研究大学院大学の事業の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 決算報告書については、指摘事項は認められません。

以上